

長岡市告示第229号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田 達伸

- 1 委託した事務の内容
長岡市し尿くみ取り手数料徴収事務
（長岡地域・越路地域・三島地域・小国地域・与板地域）
- 2 委託をした相手方の住所及び氏名
長岡市瓜生55番地3
有限会社 あげぼの清掃社
代表取締役 高木 裕次
- 3 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで